

企画競争に係る手続き開始の公示

北海道防衛局が行う企画競争による請負に係る契約の手続きについて、以下のとおり公示します。

令和6年9月26日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦

(公印省略)

以下の工事の請負に係る契約の締結を希望する者は、以下の示す要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を審査の上、企画競争資料の提出を要請する候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

1 工事概要

(1) 工事名 宗谷(6)局舎新設等機械工事

(2) 工事場所 北海道稚内市

(3) 工事内容

【宗谷通信所】

①局舎新設に係る付帯機械設備工事

構造：鉄筋コンクリート造2階建

規模：延べ面積 約640㎡

②渡廊下新設に係る付帯機械設備工事

構造：鉄筋コンクリート造平屋建

規模：延べ面積 約30㎡

(4) 工期 契約日の翌日から令和8年8月31日まで

※技術者の専任期間は令和7年5月から令和8年8月31日まで

(着手時期：令和7年5月)

(5) 使用する主要な資機材

空気ろ過装置一式、パッケージ形空調機(床置) 2組、

パッケージ形空調機(天吊) 2組、パッケージ形空調機(壁掛) 2組、

換気扇類 17台、窒素ガス消火設備一式、地下燃料タンク 1基

(6) 本工事は、資料提出及び見積合わせ等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子入札システムにより難しいものは、発注者に紙入札方式変更届を下記4(1)に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。

(7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい者は、発注者に紙契約希

望届を提出し紙契約に代えるものとする。

- (8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性を確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積等の提出期限までに、直接工事費について記載した見積等及び根拠資料（以下「積算見積等」という。）を提出するものとする（詳細は見積依頼書等による。）。
- (9) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。
- (10) 本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。詳細は、現場説明書等による。
- (11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。なお、本工事においては、入札を見積合わせと読み替えて適用する。
- (12) 本工事は、受注企業の支援を前提とした配置予定の技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等の支援を未実施の場合には、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。
また、代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格の「管工事」に係る総合審査数値が1,100点以上であること。
- (5) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年4月1日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。
 - ① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した、国内にお

ける延べ面積 300 m²／棟以上の建物の機械設備工事

- ② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積 300 m²／棟以上の建物の機械設備工事

また、代表者以外の構成員は、平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完成・引渡し完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した、国内における工事のうち、建物の機械設備工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の機械設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道防衛局が発注した「管工事」のうち、令和 4 年度及び令和 5 年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 参加表明書を提出する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は企画競争説明書による。
- (10) 北海道防衛局の管轄区域（北海道）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (12) 会社（共同企業体の場合は、共同企業体及び全ての構成員）内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は「秘密保全に関する誓約書」の提出までに設置していること。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は見積合わせ参加を認めない。

- (14) 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置で

きること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・技術士で次に掲げるいずれかの部門

「機械部門」（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」に限る。）

「上下水道部門」

「衛生工学部門」

「総合技術監理部門」（「機械部門」（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」に限る。）、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」）

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者。

イ 平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事していること。）。

① 元請けとして受注した、建物の機械設備工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の機械設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は見積合わせに参加できないことがある。

3 参加表明書の提出内容

(1) 2 の (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載する。なお件数は、1 件でよい。

(2) 2 の (14) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格及び工事の施工した経験等を記載する。なお件数は、1 件でよい。

(3) 施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料（図面、写真等）を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本

建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 会社（共同企業体の場合は、共同企業体及び全ての構成員）内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は「秘密保全に関する誓約書」の提出までに設置する秘密の保全に係る責任体制等について記載する。

なお、文章による表現を主とするが、補足的な図表（概念図等含む）の使用は差支えない。

4 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間等

ア 交付期間 公示日から見積合わせまで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat XI 形式以下)

図面類 : PDF (Acrobat XI 形式以下)

数量表等 : Excel (2013 形式以下)

申請書類 : Word (2013 形式以下) 又は一太郎 (Gov 7 形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1 枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛

隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 参加表明書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年10月11日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書及び添付資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、企画競争説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（複数のメールでの申請は認めない。なお、電子メール容量は、10MB以内とする。）により行うものとする。

5 企画競争資料の提出を要請する候補者の選定

上記3の参加表明書等について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画競争資料提出要請書により令和6年10月29日までに通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 企画競争資料の提出を要請する候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、書面（任意様式）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出方法 上記4(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

（電子メールにより提出する場合は、上記4(1)へ電話連絡するものとする。）回答は郵送とするので、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。また、電子入札システムによる提出は受け付けない。

イ 提出期間

上記5の通知の日から令和6年11月8日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(3) 契約担当官等は、上記(2)により説明を求められたときは、令和6年11月18日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 苦情申立て

(1) 上記6の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 上記(1)の申立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) 上記(1)の申立ての提出方法及び提出時間等

ア 提出方法 6(2)アに同じ

イ 提出時間 行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ その他 書面は任意様式とする。

(4) 上記(1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 4(1)に同じ。

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画競争参加者は、入札（見積）心得書及び契約書案を熟読し、入札（見積）心得書を遵守する。

(3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の監理技術者等は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

なお、複数名記載する事は差し支えない。

(7) 契約の候補者の選定後、配置予定の監理技術者等の専任制度違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。ただし、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、配置予定の監理技術者等の変更を行う場合には、2(14)に示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。

(8) 使用する書類の形式はA-4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本工事に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画競争資料について審査の上、契約候補者の特定を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出するものとする。

なお、貸出しした資料については見積合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積合わせについて

見積合わせは、企画競争資料の会社内における秘密の保全体制が適正であり、作業計画に応じ、作業計画書の評価基準に基づき評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が最も高い者を契約候補者として特定し行うものとする。ただし、見積合わせを行った結果、前記の契約候補者が辞退した場合に限り、企画競争資

料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として特定し、見積依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本工事の工事請負契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 下請負の契約について

本工事の受注者が本工事の一部を第三者に下請負させる場合は、当該下請負者が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(6) 見積合わせ後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 契約書作成の要否 要

原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しいものは、発注者に紙契約希望届を上記4(1)に提出し、紙契約に代えることができる。

紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

(8) 企画競争資料のヒアリングを行う。

(9) 契約締結後、上記2(14)の資格を満たす配置予定の監理技術者等を、当該工事の現場に配置する。

(10) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム稼働時間」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

(11) システム操作上の手引き書としては、上記(10)の防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「マニュアル」を参考とする。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスク

TEL 03-3456-7705

（受付は行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）

メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp

(24 時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで、電話により行う。)

イ IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ 参加表明書の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 4 (1) の担当部局へ電話により連絡する。

(13) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。

(15) 見積合わせの無効 次に掲げる場合は無効とする。

ア 本公示に記載された競争参加資格のない者

イ 参加表明書又は企画競争資料に虚偽の記載をした者

ウ 見積合わせに関する条件に違反した者

(16) 配置予定の技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(17) 契約者となるべき者の見積価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(18) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(19) 契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(20) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

(21) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たしていない者も上記 4 (3) により参加表明書及び企画競争資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(22) 本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。

(23) 詳細は、企画競争説明書による。